

草加市放射線測定機器貸出要綱

平成 23 年 11 月 30 日
告 示 第 1108 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市民及び事業者が身近な生活環境等の放射線量を把握するために、市が所有する放射線測定機器を市民及び事業者に貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出機器)

第 2 条 貸し出す放射線測定機器は、シンチレーション式放射線測定機器とする。

2 放射線測定機器の貸出台数は、1 回 1 世帯又は 1 団体につき 1 台とする。

(貸出対象者)

第 3 条 放射線測定機器の貸出しの対象者は、市内に住所を有する 20 歳以上の者又は市内に事業所を有する事業者とする。

(使用目的)

第 4 条 市長は、前条の者が市内において放射線量測定を実施することを目的として使用する場合に限り、放射線測定機器を貸し出すことができる。

(貸出時間)

第 5 条 放射線測定機器の貸出時間は、貸出しを受けた日の午前 9 時から午後 4 時までとする。ただし、市長が貸出しの必要を認め、かつ、公務に支障がないと認めたときは、この限りでない。

(貸出手続)

第 6 条 放射線測定機器の貸出しを受けようとする者は、貸出しの予約を行い、草加市放射線測定機器貸出申請書（第 1 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請に当たっては、運転免許証その他本人確認ができる書類、事業者にあつては、その所属を確認できるもの（社員証等）を提示しなければならない。

3 市長は、第 1 項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る書類を審査し、放射線測定機器の貸出しを適当と認めたときは、草加市放射線測定機器貸出許可書

(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定による許可をするに当たり、放射線測定機器の管理上に必要な条件を付することができるものとする。

(転貸等の禁止)

第7条 放射線測定機器の貸出しを受けた者（以下「使用者」という。）は、放射線測定機器を転貸し、又は借り受けた目的以外に使用してはならない。

(使用及び返却)

第8条 放射線測定機器を使用する際は、定められた貸出場所から放射線測定機器の貸出しを受け、その場所に返却するものとする。

2 使用者は、放射線測定機器を原状に回復して返却しなければならない。

(使用許可の取消し)

第9条 市長は、次のいずれかに該当するときは、第6条第3項の許可を取り消し、又は現に貸し出している放射線測定機器の返却を指示することができる。

- (1) 放射線測定機器を市が使用する必要が生じたとき。
- (2) 故障その他の理由により貸し出すことができないとき。
- (3) 偽りその他の不正行為により放射線測定機器の使用許可を受けたとき。
- (4) この要綱又は使用許可に際して付した条件に違反したとき。
- (5) 営利を目的に使用したとき。
- (6) 前号に掲げるもののほか、市長が放射線測定機器を使用させることが適当でないと認めたとき。

(費用負担)

第10条 放射線測定機器の貸出しは、無料とする。

(損害賠償等)

第11条 使用者が、放射線測定機器を毀損し、又は亡失したときは、使用者の責任において原状に回復し、又は市に対し損害を賠償するものとする。

2 放射線測定機器を原状に回復しないで返還したときは、市長は、使用者に対して当該回復に必要な費用を請求することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、放射線測定機器に際し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年告示第 291 号）

この要綱は、平成 24 年 3 月 23 日から施行する。

附 則（平成 23 年告示第 468 号）

この要綱は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。